

令和5年度集団指導 ～福祉用具貸与・販売～

これまでの運営指導による指摘・指導事項例

令和6年3月
富山県厚生部高齢福祉課
富山市福祉保健部指導監査課・介護保険課

◎基準条例等について

- ▶ 県条例：「富山県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年富山県条例第66号）
- ▶ 県予防条例：「富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成24年富山県条例第67号）
- ▶ 基準告示：「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日厚告第19号）
- ▶ 基準省令解釈通知：「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年9月17日老企第25号）
- ▶ 留意事項通知：「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月1日老企第36号）
- ▶ 大臣基準：「厚生労働大臣が定める基準」（平成27年3月23日厚労告第95号）
- ▶ 注：富山市内の事業所については、富山市の条例が適用されますので、市条例をご確認ください。

I . 人員基準に関する事項

事例1：人員基準について（1）

指摘事項

【事例①】

非常勤職員の休暇日を、常勤換算する際に勤務時間として参入していた
⇒ 非常勤職員の「休暇」や「出張」時間は、勤務延べ時間数に算入しない

【事例②】

「常勤」要件を満たさない従業員を「常勤」として取り扱っていた
⇒ 「常勤」は、当該従業員の勤務時間が当該事業所で定められている
「常勤職員が勤務すべき時間数（下限32時間）」に達していることが必要

- ただし、育児休業や介護休業等の「時短勤務」の者は、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に、常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことが可能
- また、同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられる場合は、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、「常勤」として取り扱うことが可能

事例 1 : 人員基準について (2)

●ポイント

福祉用具専門相談員の員数は、「常勤換算方法」で「2人以上」と定められている

- 「常勤換算方法」とは
非常勤の従業者について「事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、常勤の従業者の員数に換算する方法」
(居宅サービス運営基準第2条第8号等)
- 「勤務延時間数」とは
勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間（又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。））として明確に位置付けられている時間の合計数
(居宅サービス運営基準解釈通知第2-2-2) 等)

●根拠法令

- * (貸与) 県条例第250条 (予防条例第239条) 福祉用具専門相談員の員数
指定 (介護予防) 福祉用具貸与の事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。
- * (販売) 県条例第267条 (予防条例256条)
1 (略)
- * 基準省令解釈通知 第2の2の(3) 「常勤」
- * 運営基準等に係るQ&Aについて (平成14年3月28日)

Ⅱ. 運営基準に関する事項

事例 2 : 利用申込者等への説明・情報提供について

指摘事項

【事例①】 重要事項説明書の交付、説明を行っていなかった

【事例②】 「相談・苦情申し立て窓口」に関する情報が不足していた

●ポイント

- ・ サービス提供にあたっては、重要事項説明書を利用申込者等に交付して説明し、同意を得ること
- ・ 重要事項説明書には、以下の窓口を記載すること
 - ・ 通常の事業の実施地域に含まれる市町村（保険者）の担当窓口
 - ・ 富山県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口
 - ・ 富山県福祉サービス運営適正化委員会の担当窓口

●根拠法令

*（貸与）県条例第263条において準用する第9条（予防条例第249条において準用する第51条の2）

1 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第257条に規定する運営規程の概要、福祉用具相談員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

*（販売）県条例第276条において準用する第9条（予防条例第263条において準用する第51条の2）

1 （略）

事例 3 : ケアプランとの整合性について

指摘事項

利用者のケアプラン（の写し）が保管されていないため、福祉用具相談員が、福祉用具サービス計画を作成（更新）する際にケアプランを確認したか不明

●ポイント

（介護予防）福祉用具貸与計画は、ケアプランの内容に沿って作成（更新）することとされており、当該ケアプランは適切に保管しておくことが必要

●根拠法令

- * (貸与) 県条例第256条第2項（予防条例第252条第2項）
2 （介護予防）福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

- * (販売) 県条例第274条第2条（予防条例第266条第2条）
2 （略）

事例4：居宅介護（介護予防）支援事業者との連携について

指摘事項

サービス担当者会議の資料や議事録などが保管されていないため、居宅介護（介護予防）支援事業者と密接に連携しているか、介護支援専門員に対して専門的知識に基づいた助言を適時行っているか不明

●ポイント

サービス担当者会議を通じて介護支援専門員等と密接に連携するとともに、会議資料・議事録等は適切に保管しておくことが必要

●根拠法令

*（貸与）県条例

第263条において準用する第15条（予防条例第249条において準用する第51条の8）

- 1 指定(介護予防)福祉用具貸与事業者は、指定(介護予防)福祉用具貸与を提供するに当たっては、居宅介護(予防)支援事業者その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 2 指定(介護予防)福祉用具貸与事業者は、指定(介護予防)福祉用具貸与の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護(介護予防)支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

事例 5 : 利用者への領収証の交付について

指摘事項

利用者から利用料金の支払いを受けた際に、利用者からの希望がない場合は領収証を交付していなかった

●ポイント

- 利用者の希望の有無にかかわらず、領収証の交付が必要
- 領収書の交付にあたっては、明細が分かるよう個々の費用ごとに記載すること

●根拠法令

*(貸与)・(販売)介護保険法第41条

8 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生労働省で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。

事例 6 : 全国平均貸与価格に関する情報について

指摘事項

利用者やその家族から個別の福祉用具の貸与に関する同意を得る際に、当該福祉用具の全国平均貸与価格を示していなかった

●ポイント

利用申込者等に対して説明を行う際は、全国平均貸与価格の情報提供が必要

●根拠法令

*(貸与) 県条例第255条 (県予防条例251条)

(1) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第1項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。

事例7：運営規程の記載事項について

指摘事項

運営規程の記載事項に不備、不足、誤りがある

- ・ 事業所の営業日の記載が、運営規程ごとに異なっており整合性がない
- ・ 文書の保管期間が「5年間」よりも短い
- ・ 利用者の負担割合が「1割」のみの記載となっている

●ポイント

- ・ 県条例では、文書保管期間は「完結の日から5年間」
- ・ 福祉用具の保管又は消毒を委託している場合は、委託事業者を記載すること
- ・ 利用者の年間所得額によっては、負担割合が2割又は3割となる場合があるため併せて記載すること

●根拠法令

* (貸与) 県条例第257条 (予防条例第243条)

指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項

* (販売) 県条例第276条において準用する第257条、予防条例第263条において準用する第243条(1)～(6)。(略)

事例 8 : 福祉用具に関する研修について

指摘事項

研修の実施記録が保管されていないため、研修の実施状況が不明

●ポイント

研修を実施した際は、実施記録を保管しておくこと

●根拠法令

* (貸与) 県条例第258条 (予防条例第244条)

(適切な研修の規格の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等)

1 指定 (介護予防) 福祉用具貸与事業者は、福祉用具相談員の資質向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。

2 福祉用具相談員は、常に自己研鑽に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

* (販売) 県条例第276条において準用する第258条、予防条例第263条において準用する第244条

1 ~ 2 (略)

事例 9 : 福祉用具の衛生管理について

指摘事項

福祉用具の保管・消毒業務の実施状況、確認結果の記録が保管されておらず、福祉用具の衛生管理が適切に行われているか不明

●ポイント

福祉用具の保管又は消毒を委託している場合は、委託業務の実施状況を定期的に確認し、その結果を記録しておくことが必要

●根拠法令

* 県条例第260条（予防条例第246条）（衛生管理等）

- 1 指定（介護予防）福祉用具貸与事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
- 2 指定（介護予防）福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。
- 3 指定（介護予防）福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定（介護予防）福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。
- 4 指定（介護予防）福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
- 5 指定（介護予防）福祉用具貸与事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

事例10：利用者等の個人情報の取り扱いについて

指摘事項

利用者等の個人情報をサービス担当者会議等で用いるにあたって、利用者等の同意をあらかじめ文書で得ていなかった

●ポイント

個人情報を用いる際は、利用者等の同意を事前に文書で得ておくこと

●根拠法令

* (貸与) 県条例第263条において準用する第35条

(県予防条例第249条において準用する第55条の5) (秘密保持等)

1 指定訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

* (販売) 県条例第276条において準用する第35条 (県予防条例第263条において準用する第55条の5)

1～3 (略)

事例11：事故発生時の対応について

指摘事項

- ・ 事故発生時の対応方法マニュアルが作成されていない
- ・ 賠償すべき事故が発生した場合の備えが不十分

●ポイント

- ・ 事故発生時の対応については、あらかじめ対応方法や記録様式等を準備すること
- ・ 損害賠償保険に加入するなど、賠償が必要な事故が発生した場合に備え、損害賠償を速やかに行える準備を行っておくこと

●根拠法令

*（貸与）県条例第263条において準用する第40条

（予防条例第249条において準用する第55条の10）（事故発生時の対応）

指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

*（販売）略

事例12：軽度者への福祉用具貸与について

指摘事項

軽度者へ福祉用具を貸与した際の関係書類が保管されておらず、手続きが適正に行われたか不明

●ポイント

原則として、軽度者（要介護1、要支援1, 2）は、車いすや特殊寝台等の種目（※）は保険給付の対象外となっている

そのため、軽度者に貸与を行う際は、所定の手続き（要介護認定の認定調査票の直近の結果による判定など）を行い関係書類を保管しておくこと

（※）対象外種目：車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く）、自動排泄処理装置（便を自動的に吸引するもの、要介護3も対象外）

●根拠法令

*留意事項通知

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月1日老企第36号）

※ 受講確認の入力をお願いします ※

- ▶ 受講が終わりましたら、受講した**事業所名**と**所在市町村**を入力してご回答ください。
- ▶ 複数の事業所から代表の方が受講した場合も、以下に全ての事業所についてそれぞれご入力ください。
- ▶ 回答期限：**令和6年6月30日（日）**
- ▶ 入力はこちらから（**福祉用具貸与・販売**）

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=sdl0NlFg>